

社員各位

人事部

## 国内出張および海外渡航時の人事部への事前連絡について

経営企画室からの掲示文書

「社内および常駐先のプロジェクトでインフルエンザ感染が確認されています」(2009年8月20日掲示)で示されている基本対策事項11項目のうち、第9項および第10項を、それぞれ下記のとおり変更し、今後、人事部への連絡は一時的に不要といたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更箇所

- ⑨不要不急の国内出張は当面、禁止とします。やむを得ず出張する場合は、期間、場所、宿泊施設などを上長経由で事前に人事部に報告してください。

⇒今後、人事部への報告は不要といたします。

- ⑩海外渡航につきましては、発生地域、感染拡大地域に係らず、事前に「渡航先(滞在先含む)、出国予定日、帰国予定日、往復の便名等」を人事部に報告してください。この場合、公私は問いません。

⇒今後、人事部への報告は不要といたします。

#### 2. 変更の理由

- (1)現在までに受けた感染報告と、国内出張および海外渡航の報告とを比べたところ、両者の間に因果関係を疑うような相関性が見られない。
- (2)国内の感染状況は、国立感染症センターの流行レベルマップ(12月9日時点)によると、47都道府県で警報レベルである。
- (3)海外の感染状況は、外務省からの「新型インフルエンザの流行状況について(第65報(12月14日付))」によると、2009年12月14日 午前10時(日本時間)現在、感染が確認された国・地域は、173カ国3地域であり、現在までに報告のあった海外渡航申請の全ての国で感染が確認されている。また、そのいずれもが外務省のカテゴリーでは「十分注意してください」に分類されており、国または地域による差異がない。

#### 3. その他、特記事項

- (1)報告の任意継続について  
上記のとおり、国内出張および海外渡航(公私問わず)について、事前に人事部への報告は不要といたします。ただし、本掲示は任意で人事部へ報告することを妨げるものではありません。
- (2)任意報告時の連絡先について  
上記(1)により、任意で人事部へ報告する場合、報告先は、インフルエンザ専用メールアドレス宛てに統一いたします。(これは情報の分散を防ぎ、一元化するためです)
- (3)上長への報告について  
国内出張 : 現行規則どおり届出を提出し承認を得てください。  
国内プライベート : 不要です。(現行と同様)  
海外出張 : 現行規則どおり海外出張申請書にて承認を得てください。  
海外プライベート : 今後は報告不要といたします。

以上